



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*51 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年・男女共同参画課) ..... 1

○ 告示

- 1240 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) ..... 5
- 1241 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効 (薬務課) ..... 5
- 1242 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) ..... 6
- 1243 初島町土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) ..... 7
- 1244 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課) ..... 8
- 1245 地域森林計画の案の縦覧 (林業振興課) ..... 8
- 1246 " ( " ) ..... 8
- 1247 保安林の指定の解除 (森林整備課) ..... 9
- 1248 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 9
- 1249 " ( " ) ..... 9

○ 選挙管理委員会告示

- 100 政治団体の届出事項の異動の届出 ..... 9
- 101 政治団体の解散の届出 ..... 10
- 102 政治団体の収支報告書の要旨 ..... 10
- 103 平成26年和歌山県選挙管理委員会告示第116号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正 ..... 13
- \*104 参議院議員選挙執行規程(平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第38号)の一部改正 ..... 14
- \*105 衆議院議員選挙執行規程(平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第9号)の一部改正 ..... 20
- \*106 昭和32年和歌山県選管告示第33号(農業委員会委員選挙における個人演説会開催申出書の様式)の廃止 ..... 23

## 規 則

### 和歌山県規則第51号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則(昭和54年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第15条を第20条とし、第14条第2項第3号中「第10条」を「第15条」に改め、同条を第19条とし、第6条から第13条までを5条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の5条を加える。

(有害刃物類の保管の設備及び方法の基準)

第6条 条例第16条の2第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。

ア 有害刃物類を外部から見るできないようなものであること。

イ 管理上支障のない場所にあること。

ウ 容易に持ち運びができないこと。

(2) 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

ア 有害刃物類を前号の保管の設備に確実に保管すること。

イ 有害刃物類の保管場所を青少年に教示せず、又は示唆しないこと。

ウ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

(有害刃物類の提出命令)

第7条 条例第16条の3第1項の規定により有害刃物類の提出を命ずる場合においては、提出命令書を交付して行うものとする。

2 条例第16条の3第1項の規定による命令に基づく有害刃物類の提出があったときは、預り書を当該提出を行った者に交付するものとする。

(提出された有害刃物類の返還)

第8条 条例第16条の3第3項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記第2号様式による有害刃物類返還申請書を知事に提出し、青少年でないことを明らかにした書類を提示しなければならない。この場合において、返還の申請をしようとする者が提出命令に係る有害刃物類の売渡し、贈与、返還等を受けた者であるときは、当該売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添付しなければならない。

2 条例第16条の3第3項の規定による返還は、預り書及び別記第3号様式による受領書と引換えに行うものとする。

(有害刃物類の売却)

第9条 条例第16条の3第4項の規定による有害刃物類の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に要する経費が入札の価格を超えると認められる場合その他競争入札に付することが不適当であると認められる場合は、随意契約により売却することができる。

(売却した代金の交付)

第10条 条例第16条の3第5項の規定により売却した代金を交付する場合においては、預り書及び代金領収書と引換えに代金明細書を交付して行うものとする。

別記第8号様式中「(第15条関係)」を「(第20条関係)」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第7号様式中「(第8条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第6号様式中「(第7条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第5号様式中「(第7条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第4号様式中「(第7条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第3号様式中「(第7条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第2号様式中「(第6条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を別記第4号様式とし、別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

別記第2号様式 (第8条関係)

有 害 刃 物 類 返 還 申 請 書

和歌山県青少年健全育成条例第 16 条の 3 第 3 項の規定による有害刃物類の返還を次のとおり申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申 請 人	住 所			
	ふりがな			
	氏 名	Ⓜ	性別	男 ・ 女
	生 年 月 日	年	月	日
	電 話 番 号			
提 出 を し た 者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ			
	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日
返 還 を 申 請 す る 物 件	提 出 年 月 日			
	提出命令書番号			
	提出命令書交付者			
	種類及び特徴			
申 請 の 理 由			※ 確 認 書 類	<input type="checkbox"/> 運転免許証( ) <input type="checkbox"/> 旅 券( ) <input type="checkbox"/> その他( )

備考

- 1 申請人は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 申請の際には、運転免許証、旅券その他申請人が青少年でないことを明らかにした書類を提示すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記第3号様式 (第8条関係)

受 領 書

物件の種類及び特徴	
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p>住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> 電話番号その他の連絡先</p>	
備考	

備考

- 1 受領書は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付している改正前の和歌山県青少年健全育成条例施行規則第15条第2項の規定による証明書は、改正後の和歌山県青少年健全育成条例施行規則第20条第2項の規定による証明書とみなす。

## 告 示

## 和歌山県告示第1240号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成27年10月20日指定した。

平成27年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
雑 誌	週刊実話ザ・タブー	20327-11/14	日本ジャーナル出版
雑 誌	アサ芸シークレット Vol. 36	20018-11/7	徳間書店
月 刊 誌	裏モノJAPAN 11月号	01805-11	鉄人社
コミック	GUSHガッシュ 11月号	12467-11	海王社
コミック	恋愛白書パステル BEST	19626-11	宙出版
コミック	恋愛白書パステル 11月号	19625-11	宙出版
コミック	ayaアヤ 11月号	18815-11	宙出版
コミック	月刊マガジンビーボーイ 11月号	18355-11	リブレ出版
コミック	drapドラ 11月号	16695-11	コアマガジン
月 刊 誌	実話ドキュメント 11月号	15115-11	マイウェイ出版
雑 誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol. 91	02092-11	ぶんか社
月 刊 誌	エキサイティングマックス! 11月号	02091-11	ぶんか社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第1241号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成27年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 失効する知事監視製品

(1) 次の写真に示すとおり、被包に「Olivia」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(2) 次の写真に示すとおり、被包に「Angel Rose」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(3) 次の写真に示すとおり、被包に「Elley」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 失効理由

当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

## 3 失効年月日

平成27年10月30日

## 和歌山県告示第1242号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ジュンテンドー新古屋店

和歌山県和歌山市古屋字保ジ本203番2

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚正

島根県益田市下本郷町206番地5

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚正

島根県益田市下本郷町206番地5

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年6月20日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,607㎡

## 6 駐車場の収容台数

49台

## 7 駐輪場の収容台数

20台

## 8 荷さばき施設の面積

39m<sup>2</sup>

- 9 廃棄物等の保管施設の容量

9m<sup>3</sup>

- 10 開店時刻及び閉店時刻

午前8時から午後9時まで

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午後9時30分まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日

平成27年10月19日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年10月30日から平成28年2月29日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1243号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により初島町土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成27年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 退任した役員(平成27年5月24日退任)

職名 氏 名 住 所

理事 東山英義 有田市初島町里1809番地

理事 上田浩 有田市初島町浜1327番地

理事 脇村均 有田市初島町浜1111番地

理事 中村重喜 有田市初島町浜1115番地5

理事 橋本恵一 有田市初島町里337番地

理事 東端健 有田市初島町里1780番地

理事 面中義種 有田市初島町里1201番地の7

理事 山口敏夫 有田市初島町里373番地

監事 上田義弘 有田市初島町浜1344番地

監事 國中眞次 有田市初島町里2178番地

- 2 就任した役員(平成27年5月25日就任)

職名 氏 名 住 所

理事 竹田雄一 有田市初島町里1591番地

理事 上田浩 有田市初島町浜1327番地

理事 脇村均 有田市初島町浜1111番地

理事 中村重喜 有田市初島町浜1115番地5

理事 橋本恵一 有田市初島町里337番地

理事 東端健 有田市初島町里1780番地  
 理事 面中義種 有田市初島町里1201番地の7  
 理事 山口敏夫 有田市初島町里373番地  
 監事 上田義弘 有田市初島町浜1344番地  
 監事 國中眞次 有田市初島町里2178番地

## 和歌山県告示第1244号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年10月21日に認可した。

平成27年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第41号-1	西牟婁郡上富田町岡字奥草2012-47外4筆
平成27年度第41号-2	西牟婁郡上富田町岩田字刃剣2130-1

## 和歌山県告示第1245号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成27年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 森林計画区の名称

- (1) 紀北森林計画区（和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、紀の川市一円、岩出市一円、海草郡一円及び伊都郡一円）  
 (2) 紀南森林計画区（田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円）

## 2 縦覧場所

## (1) 紀北森林計画区

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局地域振興部林務課、那賀振興局地域振興部林務課及び伊都振興局地域振興部林務課

## (2) 紀南森林計画区

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局地域振興部林務課及び東牟婁振興局地域振興部林務課

## 3 縦覧期間

平成27年10月30日から同年11月23日まで

## 和歌山県告示第1246号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画をたてるので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成27年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 森林計画区の名称

紀中森林計画区（有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円）



## 2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局地域振興部林務課及び日高振興局地域振興部林務課

## 3 縦覧期間

平成27年10月30日から同年11月23日まで

## 和歌山県告示第1247号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 田辺市龍神村龍神字五百原918の60（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1248号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3309	紀の川市古和田字上田楽60 5番1の一部、604番2の一部	紀の川市粉河940番地1 森田敏夫	平成 27. 10. 9	6. 00	38. 68

## 和歌山県告示第1249号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3316	岩出市溝川字古池214番1の 一部	和歌山市毛革屋丁25番地 株式会社際 代表取締役 曾和勝彦	平成 27. 10. 9	6. 00	78. 52

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年10月30日

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党清水支部	前北敏夫	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町東大谷49-5	有田郡有田川町粟生812-6	平成27.9.1
		代表者	前北敏夫	大田貢	
		会計責任者	堀川博通	前北敏夫	
自由民主党和歌山県参議院選挙区第二支部	鶴保庸介	会計責任者	坂本佳隆	堤正憲	平成27.9.1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
中谷智代治後援会	田上富勝	会計責任者	大向友弘	石田晴善	平成27.9.8

和歌山県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
和歌山市を変える市民の会	南出英夫	平成27.6.30
前田おさむ後援会	吉岡國雄	平成27.9.3

和歌山県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成27年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書（平成26年分）の要旨

(単位：円)

山田てつや後援会

報告年月日 27.02.02

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 中村協二と歩む会

資金管理団体の届出をした者の氏名  
資金管理団体の届出に係る公職の種類

中村 協二  
和歌山市議会議員

報告年月日 27.02.02

1	収入総額	363,794
	前年繰越額	363,734
	本年収入額	60
2	支出総額	0
3	本年収入の内訳	
	その他の収入	60
	一件十万円未満のもの	60

## 向井嘉久蔵後援会

報告年月日 27.02.10

1	収入総額	0
2	支出総額	0

## つのだ秀樹後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名  
資金管理団体の届出に係る公職の種類

角田 秀樹  
和歌山県議会議員

報告年月日 27.02.26

1	収入総額	0
2	支出総額	0

## 自由民主党和歌山県伊都郡第一支部

報告年月日 27.03.02

1	収入総額	4,942,491	
	前年繰越額	2,838,853	
	本年収入額	2,103,638	
2	支出総額	3,024,557	
3	本年収入の内訳		
	寄附	2,054,580	
	団体分	2,054,580	
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	48,600	
	自由民主党和歌山県支部連合会	48,600	
	その他の収入	458	
	一件十万円未満のもの	458	
4	支出の内訳		
	経常経費	756,557	
	人件費	100,000	
	備品・消耗品費	548,040	
	事務所費	108,517	
	政治活動費	2,268,000	
	[うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出]	268,000	
	寄附・交付金	2,268,000	
5	寄附の内訳		
	[団体分]		
	ワコウコンサルタント(株)	120,000	和歌山市
	第一電機設備工業(株)	120,000	和歌山市
	(株)コムラ	120,000	和歌山市
	西畑測量設計(株)	120,000	かつらぎ町
	南陽食品(株)	120,000	和歌山市
	(株)精研	120,000	大阪府大阪市中央区
	(株)牧野組	120,000	九度山町
	(株)大弘建材	120,000	和歌山市
	紀和化学工業(株)	360,000	和歌山市
	(株)田中電気工事	120,000	かつらぎ町
	(株)アスコ	34,580	和歌山市
	(株)タニガキ建工	120,000	紀美野町

(株) 大陽商会	120,000	岩出市
フジ産業 (株)	50,000	和歌山市
第一工業 (株)	50,000	大阪府大阪市北区
(株) 中西製作所	120,000	大阪府大阪市生野区
(有) フルヤ宣伝	120,000	和歌山市

**博友会**

資金管理団体の届出をした者の氏名  
資金管理団体の届出に係る公職の種類

門 三佐博  
和歌山県議会議員

報告年月日 27.03.02

1 収入総額	<u>2,787,645</u>	
前年繰越額	367,587	
本年收入額	2,420,058	
2 支出総額	<u>2,353,173</u>	
3 本年收入の内訳		
寄附	2,420,000	
個人分	420,000	
政治団体分	2,000,000	
その他の収入	58	
一件十万円未満のもの	58	
4 支出の内訳		
経常経費	2,353,173	
人件費	600,000	
光熱水費	42,707	
備品・消耗品費	876,318	
事務所費	834,148	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
矢熊 一弘	60,000	和歌山市
服部 正行	120,000	海南市
渡辺 晃治	120,000	和歌山市
村田 昌之	120,000	海南市
〔政治団体分〕		
自由民主党和歌山県伊都郡第一支部	2,000,000	かつらぎ町

**新樹会**

報告年月日 27.03.02

1 収入総額	<u>192,683</u>
前年繰越額	192,683
2 支出総額	<u>5,000</u>
3 支出の内訳	
経常経費	5,000
備品・消耗品費	5,000

**松本哲也後援会**

報告年月日 27.03.17

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

**西田太夫後援会**

報告年月日 27.03.26

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

**湊谷幸三後援会**

報告年月日 27.07.01

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

## 遠友会

報告年月日 27.07.09

1	収入総額	<u>7,210,947</u>
	前年繰越額	1,210,947
	本年收入額	6,000,000
2	支出総額	<u>7,210,947</u>
3	本年收入の内訳	
	機関紙誌の発行その他の事業による収入	6,000,000
	パーティ開催	6,000,000
4	支出の内訳	
	経常経費	924,408
	光熱水費	71,234
	備品・消耗品費	170,477
	事務所費	682,697
	政治活動費	6,286,539
	組織活動費	908,986
	機関紙誌の発行その他の事業費	4,382,127
	機関紙誌の発行事業費	570,680
	政治資金パーティー開催事業費	2,582,839
	その他の事業費	1,228,608
	調査研究費	995,426

## 和歌山市を変える市民の会

報告年月日 27.07.03

1	収入総額	<u>2,670,000</u>
	本年收入額	2,670,000
2	支出総額	<u>2,670,000</u>
3	本年收入の内訳	
	個人の党費・会費	(134人) 2,670,000
4	支出の内訳	
	政治活動費	2,664,590
	機関紙誌の発行その他の事業費	2,664,590
	機関紙誌の発行事業費	1,362,170
	宣伝事業費	1,302,420
	その他の経費	5,410

## 前田おさむ後援会

報告年月日 27.09.03

1	収入総額	<u>0</u>
2	支出総額	<u>0</u>

政治団体の収支報告書(平成27年分)の要旨

(単位:円)

## 和歌山市を変える市民の会

報告年月日 27.07.03

1	収入総額	<u>0</u>
2	支出総額	<u>0</u>

## 前田おさむ後援会

報告年月日 27.09.03

1	収入総額	<u>0</u>
2	支出総額	<u>0</u>

## 和歌山県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成26年和歌山県選挙管理委員会告示第116号

(政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成27年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

別冊の政治団体の収支報告書(平成25年分)の要旨【政党の支部】の表自由民主党清水支部の項中

「1 収入総額	674,809	を	「1 収入総額	777,409	に、
前年繰越額	454,743		前年繰越額	454,743	
本年收入額	220,066」		本年收入額	322,666」	
「 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	100,000	を	「 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	202,600	に
自由民主党和歌山県支部連合会	100,000」		自由民主党和歌山県支部連合会	202,600」	

訂正する。

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第104号

参議院議員選挙執行規程(平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第38号)の一部を次のように改正する。

平成27年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

第4条第1項中「はる」を「貼る」に改める。

第5条第1項中「はる」を「貼る」に、「見本3枚」を「見本」に、「それぞれ3枚」を「それぞれの見本」に改める。

第32条第3項中「てい重」を「丁重」に改める。

第35条第1項中「に当該証紙をはるべき推薦演説会周知用ポスターの見本3枚(記載内容が異なる推薦演説会周知用ポスターがある場合においては、それぞれ3枚)」及び「添えて」を削る。

第37条第1項中「に当該検印を受けるべき推薦演説会周知用ポスターの見本3枚(記載内容が異なる推薦演説会周知用ポスターがある場合においては、それぞれ3枚)」及び「添えて」を削る。

第39条第1項中「に当該証紙をはるべき政治活動用ポスターの見本3枚(記載内容が異なる政治活動用ポスターがある場合においては、それぞれ3枚)」及び「添えて」を削る。

第41条第1項中「に当該検印を受けるべき政治活動用ポスターの見本3枚(記載内容が異なる政治活動用ポスターがある場合においては、それぞれ3枚)」及び「添えて」を削る。

第42条中「見本3枚」を「見本」に、「それぞれ3枚」を「それぞれの見本」に改める。

第43条第2項中「はらなければ」を「貼らなければ」に改める。

別記第5号様式中「はって」を「貼って」に、「こわし」を「壊し」に改める。

別記第6号様式及び別記第11号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第12号様式中「すべて」を「全て」に改める。

別記第18号様式、別記第20号様式及び別記第22号様式を次のように改める。







別記第22号様式 (第38条関係)

(政治活動用ポスター証紙交付票)

## 政治活動用ポスター証紙交付票

- 1 選挙名 年 月 日執行  
参議院和歌山県選挙区選出議員選挙
- 2 政党その他の政治団体名
- 3 掲示する衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙の選挙区 第 何 区
- 4 法定枚数 枚
- 5 証紙番号 第 号

和歌山県選挙管理委員会 印

交付月日	交付枚数	残数	差出人氏名・印	取扱者印

別記第23号様式中「殿」を「様」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

別記第25号様式を次のように改める。

別記第25号様式(第40条関係)  
(政治活動用ポスター検印票)

### 政治活動用ポスター検印票

- 1 選挙名 年 月 日執行  
参議院和歌山県選挙区選出議員選挙
- 2 政党その他の政治団体名
- 3 掲示する衆議院(小選挙区選出)議員選挙の選挙区 第何区
- 4 法定枚数 枚

和歌山県選挙管理委員会 印

検印 月日	検印 枚数	残数	差出人氏名・印	取扱 者印

別記第26号様式中「殿」を「様」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

別記第27号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

---

**和歌山県選挙管理委員会告示第105号**

衆議院議員選挙執行規程（平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

第4条第1項中「はる」を「貼る」に改める。

第5条第1項中「はる」を「貼る」に、「見本3枚」を「見本」に、「それぞれ3枚」を「それぞれの見本」に改める。

第6条第1項中「はらなければ」を「貼らなければ」に改める。

第7条第1項中「においては、」の次に「当該」を加え、「に証紙をはるべき又は検印を受けるべき選挙運動用ポスターの見本3枚（記載内容が異なる選挙運動用ポスターがある場合においては、それぞれ3枚）」及び「添えて」を削る。

第33条第1項及び第5項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式を次のように改める。



別記第8号様式 (第6条関係)

(選挙運動用ポスター検印票)


## 選挙運動用ポスター検印票

(候補者届出政党用)

1 選挙名 年 月 日執行  
衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙

2 候補者届出政党名

3 法定枚数 枚 (第 区)

和歌山県選挙管理委員会 

検印 月 日	検印 枚 数	残 数	差出人氏名・印	取扱 者印

別記第9号様式中「はって」を「貼って」に、「こわし」を「壊し」に、「やぶった」を「破った」に改める。

別記第10号様式及び別記第15号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第16号様式中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

---

**和歌山県選挙管理委員会告示第106号**

昭和32年和歌山県選管告示第33号（農業委員会委員選挙における個人演説会開催申出書の様式）は、廃止する。

平成27年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦